

多良見町領境石と郡境石の地伏石の発見

会員 小澤 祐二

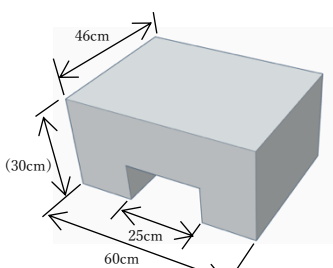
一、前書

先日、会員大島さんから多良見町郡境石の地伏石一個の写真を見せられた。現在の持ち主の多良見町K氏宅前栽の水場土台に使われているとの事。家前の長崎往還に建っている元の郡境石の地伏石だという。片割れが井樋ノ尾の墓地にあるとの事で探しに出かけた。

二、発見した地伏石と発見場所
発見した地伏石は次の四つである。



地伏石 A

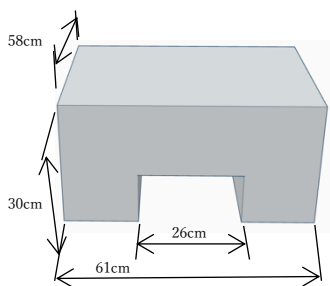


地伏石 A 寸法

※(): 推定



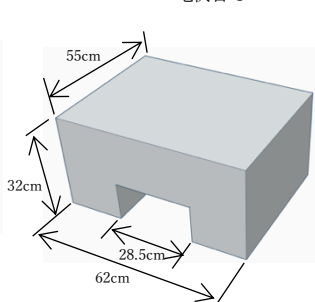
地伏石 D



地伏石 D 寸法



地伏石 C

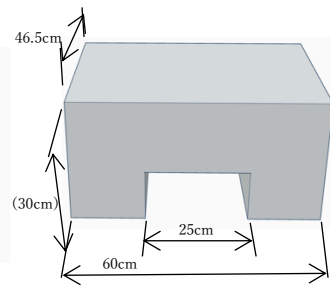


地伏石 C 寸法

※この台石は真ん中から割れており、裏側は、大きく欠損している。



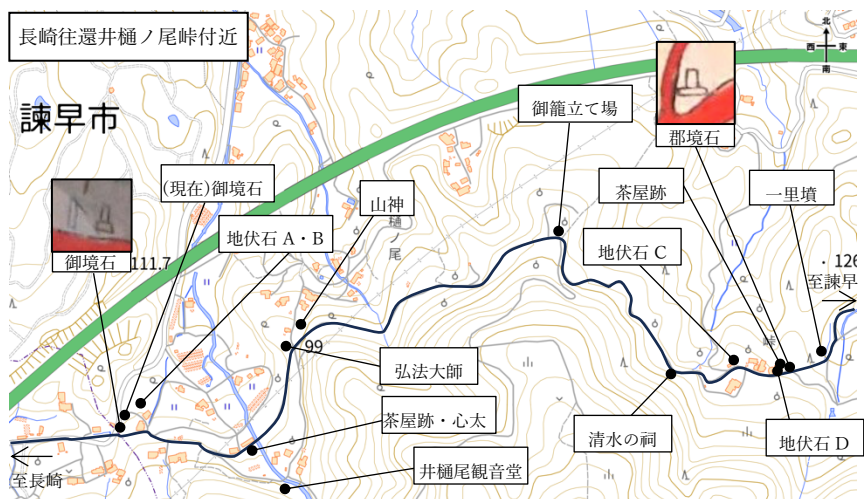
地伏石 B



地伏石 B 寸法

※(): 推定

発見場所は左の地図参照



台に地伏石Dがある。K氏は、この石は元郡境石の石だったと聞いておられ、もう片割れが墓にあるとの事であったので、確認を行った。手前左側にこの地区の墓があり、地藏菩薩の白石が地伏石Cだ

長崎往還の多良見町と長崎市古賀町の間に諫早市の指定文化財として佐賀藩の領境石(御境石)が建っている。その側に井樋ノ尾地区の墓がある。地伏石A・Bは、この墓域にあり、地伏石Aは、このなすび塚と呼ばれる無縫塔の台石に使われている。又、地伏石Bはこの右横に放置されている。両石共半分程が土に埋まっている。

この往還を久山方面に行くと彼杵郡と高来郡の郡境に郡境石がある。この少し手丸に、K氏宅があり、その前栽の水場の土

った。

二、領境石とは

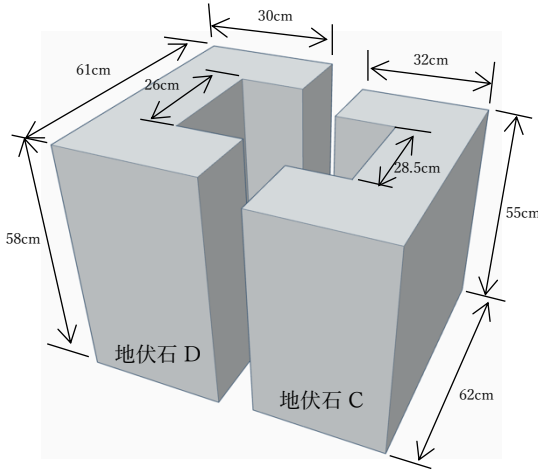
近世各藩では、自治権が重要であり藩内での法律が全てである。藩Ⅱ国との考え方であり、その藩領を示すのに石や木で範囲を示した。お互いの藩が話し合いの末に石柱や石饅頭、木杭等を設置し、藩領を示した。水害や風倒木等でそれ等が崩れると、隣藩の役人を呼んで修理状況を確認してもらいながら修復していたのである。しかし

ながらよく問題が生じて、論所(領境係争地)として諫早日記に登場する。今でも隣の家の木が自分の家に掛かって問題となる場合が散見されるが、それと同様である。枝を切り取って帰って問題となったりするのである(諫早史談第54号拙考「島原領愛津村と諫早領唐比村の領境問題」参照)。

領境は道路に関しても同様で、領境ギリギリに境石や木杭等を設置しそれぞれの藩域を示している。多良見町では井樋ノ尾地区で長崎往還が通っていた。その境では、古賀側はどういう領境表示であったかは不明だが、諫早領側は石柱が建っていた。長崎歴史博物館蔵の諫早郷図(嘉永年間)には柱らしきものが古賀側にあり、佐嘉側は台石の上に石柱が南を面にして左側に建っている(前図参照)。さらに、諫早方面に向かうと高来郡と彼杵郡の境に郡境石が建っていた。ここでも絵図では領境石と同様の形の石柱がこれも南を面にして左側に建っている。

三、高来郡彼杵郡郡境石

管見の限り郡境石がどういう形態であったか記録を探し出し得ない。嘉永五年(1852)の諫早郷図には地伏石の上に標柱が載っている形の図が見られる。現在建っている郡境石は、設立15周年長崎街道整備事業として多良見町ライオンズクラブが設置した物ではないかと地区の古老より聞いたのだが、同クラブが設置した他の石柱を見ると昭和60年頃と思われる。



【地伏石寸法】

られる。ただ、K氏の証言により、両方は郡境石の地伏石には間違

その近世の郡境石であるが、標柱は行方不明である。件の地伏石Dともう一方の地伏石Cの寸法を計測し、寸法比較すると両者は少し異なる。地伏石のは半分に割れ、裏が大きく欠損している事から、一度作り替えられているかとも考えている

いないと考える。

四、井樋ノ尾領境石

先に挙げた嘉永五年(1852)の諫早郷図では、郡境石と同様、地伏石の上に標柱が南側を往還に面して建っている。これに関しては、諫早日記の嘉永四年(1851)十二月十三日の条にこの領境石に関する記録が掲載されている。また織田先生編集の「長崎街道雑記No1」に翻刻文が掲載されているが、左に意識を含めて掲載する。※意識は筆者の超意識である為、間違いはご容赦ください。

【翻刻】

御境方々御私領中傍示石御用
有之候付委敷取調子裏銘等迄
相達候様相達相成居候付諫早方
取調子来候次第左之通手覚を以
今日相達之候事

手覚

私領筋御境目江相建居候
傍示石銘書御用有之候条
ヶ所々々共裏銘迄且石寸尺とも
夫々取調子可相達候旨御達之趣
承知仕在□申越調子合候處

【意識】

御境方より諫早領内傍示石に
関して標柱の裏書までも詳細の
調査を実施する様指示があった
件で、諫早より調査結果が来た
為、手覚の形式で左記する。

手覚

諫早領内境目に設置されている
傍示石に表示している銘
が必要な為一字一句調査し、
石の寸法も調査する様指示
をし、結果報告が来たので

別紙之通之由申越候此段御達

報告する。以上

仕候以上

兵庫内

諫早兵庫家来

十二月

西山與左衛門

十二月

西山与左衛門

御境方へ

御境方へ

井樋尾御境

井樋ノ尾領境

豎五尺壹寸

縦寸法 154.5cm位

前後

横寸法 26.1cm

横八寸六部

奥行き 25.1cm

同左者八寸三部

表銘字上 9.1cm

表銘字上三寸

表銘字下 39.4cm

同下壹尺三寸

裏銘書

裏銘書

東面に彼杵郡之内井樋尾と記載

東平へ彼杵郡之内井樋尾

裏字上式尺三部

裏字上 69.7cm

同下壹尺

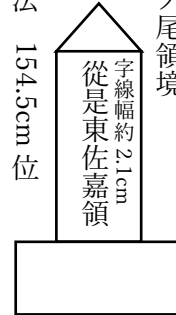
裏字下 30.3cm

地伏式尺角々式枚石

地伏石 60.6cm角 石二ツ

裏字筋三位

裏字線幅 約 0.9cm



以上を合わせると、寸法は下図となる。諫早日記記載の寸法を【】、実際の計測寸法との比較である。多少の違いはあるが、結論として諫早日記の境石と地伏石に間違いはない。因みに、「領境石」は、諫早

郷図では「御境石」、諫早日記では「傍示石」と記載されている。また、「彼杵郡之内井樋尾」の文字は、正面から見て右側に彫り込んであり、諫早日記には東面に記載となっている。これが東を向くのは、長崎から諫早に向かって左側にこの領境石があったことになる。つまり現在の両境石の設置方向とは反対方向を向いている。

